

緊急事態宣言延長に伴う

「新型コロナウイルス感染症」の感染防止対策について

平素より、当施設の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月4日に政府より新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を全国的に令和2年5月31日まで延長するとの発表がありました。また、基本的対処方針に基づき、大阪府を含む13の特定警戒都道府県においては、これまでと同様の行動制限を求められることになっております。

当施設と致しましては、「基本的な感染予防」の実施をはじめ、「不要不急の外出の自粛」、「3つの密」避けることなどの取り組みと、施設においては「面会の禁止」を継続させていただくと致しました。ご入居者様をはじめ、ご家族様におかれましては長期間にわたり大変ご心配とご迷惑をお掛けいたしますが、ご入居者様の健康をお守りする観点から、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

(1) 面会を原則禁止させていただきます。

※緊急等でやむを得ない場合につきましては、対応を検討いたしますので、まずは事務所までご相談ください。また、ご入居者様に物品のお渡しをご希望の場合は、一旦事務所にてお預かりし、職員よりご本人にお渡しいたします。お気軽にお申し出ください。

(2) ご入居者様において、不要不急の外出を自粛いただいております。

※病院受診等で外出がやむを得ない場合においては、「3つの密」と言われる、密閉・密集・密接が重なる場所を避けるようにしてください。また、感染防止のため、マスクの着用と手指消毒の徹底をお願いしております。

(3) 施設内におけるレクリエーションは一部のみ実施しております。感染防止のため、手指消毒の徹底と随時換気を行い、ユニット単位、及び短時間で開催するなど努めています。

(4) 業者様や配達員様においても、施設への出入りを原則ご遠慮いただいております。ご来園の際は、インターホンでご用命ください。

(5) 施設見学をはじめ、新規入居者の受入れを一時見合わせております。

※当施設では職員の健康管理、衛生管理をはじめ、館内の換気、消毒作業を行なうなど、感染拡大防止対策に取り組んでおります。

令和2年5月6日
社会福祉法人 田熊会
ケアハウス田園